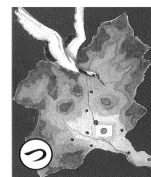




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月30日(火) 号外(第3号)

目次

	ページ
<b>条 例</b>	
○群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	2
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(学校人事課)	3
○県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例(議会事務局総務課)	4

## ■ 条 例

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十一月三十日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第七十六号

## 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の第三項第三号中「三万円」を「月額三万円」に改める。

第二十条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の九十二・五」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十二・五」に改める。

別表第六行政職給料表の項中「、危機管理監」を削る。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「及び農林漁業普及指導手当の月額」を「、農林漁業普及指導手当の月額及び群馬県職員の寒冷地手当に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十六号)の規定により支給される寒冷地手当の月額」に改める。

第二十条第二項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の百」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

(知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例(昭和二十二年群馬県条例第十六号)第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例(昭和二十八年群馬県条例第四十号)第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第三十五号)第二条第三項

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「休日勤務手当」の下に「夜間勤務手当、宿日直手当」を加える。

第四条第五項中「及び休日勤務手当」を「休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当」に改める。

第五条第六項中「時間外勤務手当及び休日勤務手当」を「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当」に、「及び休日勤務手当に相当する報酬」を「休日勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬及び宿日直手当に相当する報酬」に改め、同条第七項中「及び休日勤務手当に相当する報酬」を「休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬」に改める。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第十条第三項中「及び休日勤務手当に相当する報酬」を「休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬」に改める。

(群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十六年群馬県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「額」の下に「心身に著しい負担を与え、又は」を加える。

附則第五項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。」に改める。

附則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第九条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十一月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十七号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十二・五」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「及び給料の月額に対するへき地手当(第十七条の三に規定するへき地手当に準ずる手当を含む。)」の月額を「給料の月額に対するへき地手当(第十七条の三に規定するへき地手当に準ずる手当を含む。)」の月額及び寒冷地手当の月額」に改める。

第二十三条第二項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十七・五」に改める。

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「休日勤務手当」の下に「夜間勤務手当、宿日直手当」を加える。

第四条第五項中「及び休日勤務手当」を「休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当」に改める。

第五条第六項中「時間外勤務手当及び休日勤務手当」を「時間外勤務手当、休日

勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当」に、「及び休日勤務手当に相当する報酬」を、「休日勤務手当に相当する報酬、夜間勤務手当に相当する報酬及び宿日直手当に相当する報酬」に改め、同条第七項中「及び休日勤務手当に相当する報酬」を、「休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬」に改める。

第六条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改める。

第十条第三項中「及び休日勤務手当に相当する報酬」を、「休日勤務手当に相当する報酬及び夜間勤務手当に相当する報酬」に改める。

附則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年十一月三十日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十八号

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例(昭和二十六年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---